



8

沖国保連第 1568-2 号
平成 26 年 3 月 28 日

沖縄県医師会 御中

沖縄県国民健康保険団体連合会
事務局長 安里 豊
<公 印 省 略>

第三者行為にかかるレセプト特記事項欄への記載依頼について

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国保保険者及び後期高齢者医療広域連合では、医療費適正化等の取組みとして第三者行為求償事務を法令に則り行っておりますが、第三者行為求償事務を円滑に処理するため別添のとおり文書を送付いたしました。

つきましては、本取組みについて御理解いただき、貴会会員の皆様へホームページ等で周知いただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

沖縄県国民健康保険団体連合会

事業課 事業係 下地・伊波

TEL 098-863-2366

沖国保連第 1568 号
平成 26 年 3 月 28 日

各保険医療機関（調剤薬局） 御中

沖縄県国民健康保険団体連合会
事務局長 安里 豊
<公 印 省 略>

第三者行為にかかるレセプト特記事項欄への記載について（依頼）

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国保保険者及び後期高齢者医療広域連合では、医療費適正化等の取組みとして第三者行為（交通事故等）求償事務を法令に則り行っております。

また、保険医療機関（調剤薬局）の第三者行為にかかる診療報酬請求明細書の請求については、「新明細書の記載要領」において特記事項欄に「10第三」を記載することとなっております。

つきましては、貴院（薬局）の受診者で、疾病（負傷）の原因が第三者の不法行為によって生じたと確認できた場合は、レセプト特記事項欄へ「10第三」を記載いただきますようよろしくお願いいたします。

問い合わせ先
沖縄県国民健康保険団体連合会
事業課 事業係 下地・伊波
TEL098-863-2366